

「(仮称)街路樹マネジメント方針」について

令和元年8月22日
第83回杜の都の環境をつくる審議会

1

目 次

- 1 スケジュールの見直しについて
- 2 前回(第82回審議会)の振り返りと修正内容
- 3 基本的な方向性②に係る基本施策の補足

2

1 スケジュールの見直しについて

◆スケジュールの見直しについて

○仙台市総合計画審議会の動向 ～審議経過のとりまとめ(令和元年7月公表)～

・まちづくりを進めるための7つの重点的な視点の設定

視点1. 仙台を磨き伝える ～世界に輝く杜の都の深化と継承～

【杜の都の深化と継承】

街路樹などの緑の適正な維持管理と活用, グリーンインフラの導入など

視点2. 仙台でともに生きる ～多様性が活きるまちの実現～

視点3. 仙台で暮らす ～地域コミュニティの強化～

視点4. 仙台で育つ ～子ども・子育て応援まちづくり～

視点5. 仙台で学ぶ・活かす ～学びの環境づくりとチャレンジ応援～

視点6. 仙台で働く ～働く場所として選ばれる環境づくり～

視点7. 躍動する仙台を創る ～都心再構築と交流都市づくり～

【賑わい創出】

都心部全体における面的な賑わいの創出（歩いて楽しめる環境づくり（回遊性の向上・都心交通のあり方検討, 公共空間の有効活用など）, 通りごとの魅力づくりなど

【交流人口拡大】

観光コンテンツの充実, 東北の魅力発信強化など

※「仙台市総合計画審議会における審議経過」(2019年7月)より抜粋

今後の審議会・専門部会で政策形成に向けた議論が進められる

3

1 スケジュールの見直しについて

◆スケジュールの見直しについて

○見直し案

	R元年度												R2年度												R3年度
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
街路樹マネジメント方針	基本方針 等修正案			中間案報告					緑の基本計画改定に関する議論を踏まえて適宜調整												素案報告 パブリックコメント 完成				
仙台市緑の基本計画			反映				調整			調整			調整						答申	反映					
仙台市総合計画 (H30.10諮問)				諮問・専門部会設置															答申	反映					
																			答申						

※赤字：杜の都の環境をつくる審議会における「(仮称)街路樹マネジメント方針」の説明予定事項

※次期仙台市総合計画及び緑の基本計画の答申時期は、現計画の計画期間（令和2年度まで）を参考にした想定

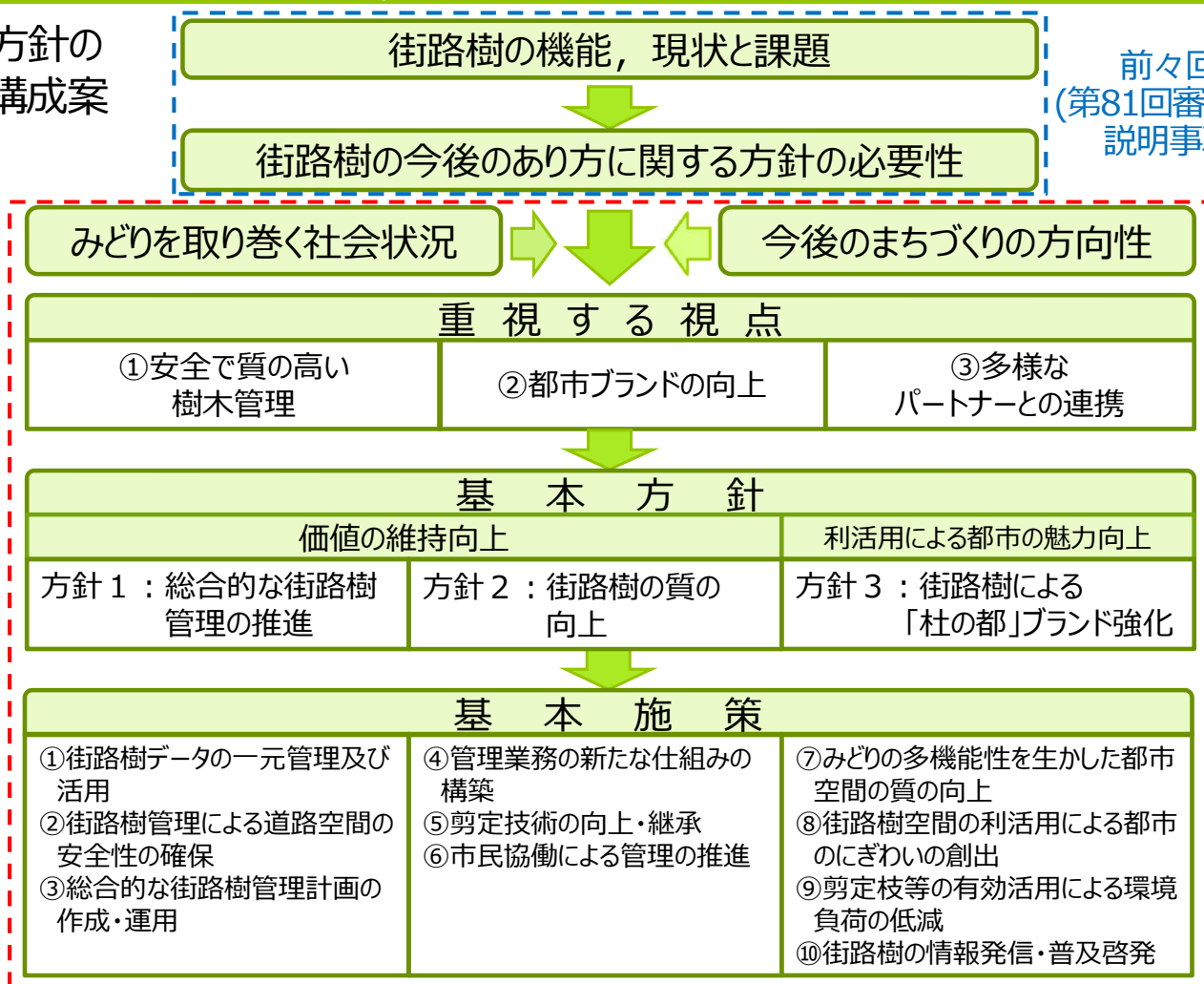
・(仮称)街路樹マネジメント方針の作成時期について、次期仙台市総合計画、仙台市緑の基本計画の内容を踏まえた方針とするために、完成時期を令和3年度とする。

・第83回審議会（今回）は基本方針等の修正案を報告し、第84回審議会（次回、令和元年11月開催予定）では中間案を報告する。

4

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正内容

◆方針の構成案



前々回
(第81回審議会)
説明事項

前回第82回審議会
説明事項

5

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正

◆前回（第82回審議会）におけるご意見

○主なご意見

①基本方針の前段として理念・将来像等を設定した方が良い

→本市の街路樹の現状・課題，社会情勢やまちづくりの方向性などを踏まえて，街路樹に求められる役割やまちづくりにおいて目指すべき姿（方針を作成する目的）を明示する。

②重視する視点・基本方針について名称や内容に重複が見られるため，整理した方が良い

→重複内容を整理，名称の修正を行う。

③基本方針について，利活用に関する方針と管理に関する方針は記載順を変えた方が良い

→記載順を変更する。

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正

◆①理念・将来像等の設定

○方針の目的：「街路樹による『杜の都』の魅力向上」

- ・人口減少時代の到来や気候変動への対応，グローバル社会における国際競争の激化など社会情勢は刻一刻と変化している。
- ・様々なみどりを繋ぐ本市の街路樹は，杜の都のシンボルであり，本市のまちづくりにおいて考慮すべき，重要な都市ブランドである。
- ・今後はこの街路樹をグリーンインフラとして，市民，市民活動団体，事業者，行政が一体となって，適正に維持管理を行いながら，有効に活用することで，この都市ブランドを更に磨いていく必要がある。
- ・このような街路樹を生かしたまちづくりを推進することにより「杜の都」の魅力を上昇させることで，市民が街路樹に愛着を深め，本市に住んでいることを誇りと思えるように，また，来訪者に対してはこのような街路樹があることにより，何度でも訪れたいくなるような都市になることを目指す。

街路樹に求められる役割やまちづくりにおいて目指すべき姿の明示

7

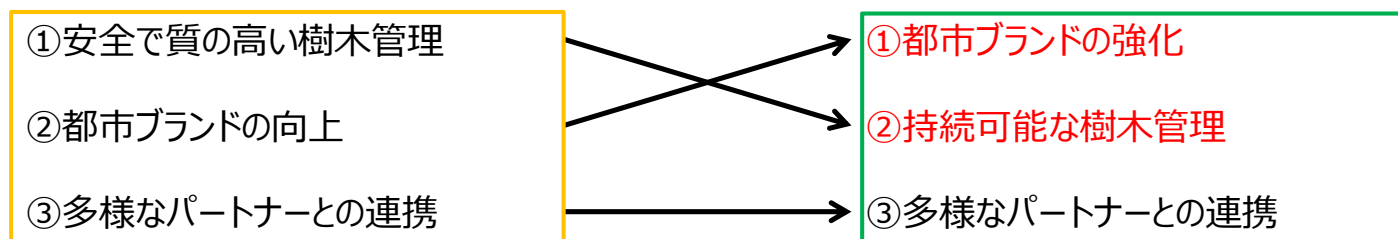
2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正内容

◆②,③重視する視点・基本方針の修正

○重視する視点

<修正前>

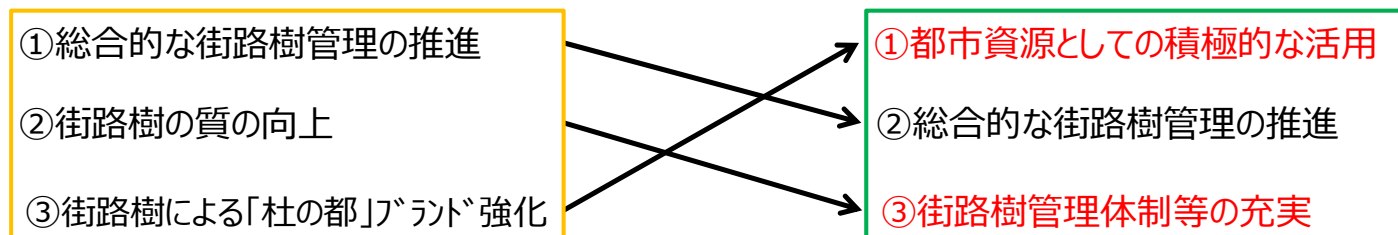
<修正後>



○基本的な方向性（基本方針）

<修正前>

<修正後>



- ・「基本方針」⇒「基本的な方向性」と名称変更
- ・重視する視点，基本的な方向性それぞれ記載順の変更及び名称の修正

8

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正内容

◆②,③重視する視点・基本方針の修正

○重視する視点

赤字：加除修正箇所

修正前	修正後
<p>視点①安全で質の高い樹木管理 安全な道路空間を確保するための街路樹管理を進めるとともに、みどりを持つ多様な機能が生かされるように、都心部や住宅地等における植栽環境や地域特性に応じた質の高い街路樹育成を行うこと。</p>	<p>視点①都市ブランドの強化 市民が街路樹に対して誇りと愛着を深め、来訪者は街路樹を通じて本市の魅力が感じられるように、街路樹の効用の積極的な活用やPRにより、都市ブランドを強化させること。</p>
<p>視点②都市ブランドの向上 街路樹の効用や魅力を積極的にPRすること及び街路樹を有効に活用することで、市民が街路樹について身近にある貴重なみどりとして愛着を持ち、来訪者は街路樹を通じて本市の魅力が感じられるように、都市ブランドを向上させること。</p>	<p>視点②持続可能な樹木管理 安全な道路空間を確保するための街路樹管理を進めるとともに、みどりを持つ多様な機能が生かされるように、都心部や住宅地等における植栽環境や地域特性に応じた、量、質ともに適正な街路樹育成を行うこと。</p>
<p>視点③多様なパートナーとの連携 市民共有の財産である街路樹について、地域団体や市民活動団体、民間事業者等の多様なパートナーと連携して、管理及び利活用すること。</p>	<p>視点③多様なパートナーとの連携 市民共有の財産である街路樹について、地域団体や市民活動団体、民間事業者等の多様なパートナーと連携して、管理及び利活用すること。</p>

内容の加除修正

9

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正内容

◆②,③重視する視点・基本方針の修正

○基本的な方向性

赤字：加除修正箇所

修正前	修正後
<p>方向性①総合的な街路樹管理の推進 根上がり・根詰まり・基準不適合箇所の安全対策を進めるとともに、街路樹データを活用した計画的かつ効率的な管理を行い、貴重なみどりの資産として、価値の維持向上を図る。</p>	<p>方向性①都市資源としての積極的な活用 街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、街路樹の魅力を外内に発信する。</p>
<p>方向性②街路樹の質の向上 質の高い剪定技術により、道路空間や樹種に応じた樹木剪定を行うとともに、様々なパートナーと連携したきめの細かい管理を行うことで、「杜の都」にふさわしい街路樹空間を創出する。</p>	<p>方向性②総合的な街路樹管理の推進 根上がりによる舗装等の道路施設の破損・根の侵入や落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり・道路植栽基準不適合箇所等の安全対策を進めるとともに、これまで蓄積されたデータを活用した計画的かつ効率的な街路樹管理を行う。</p>
<p>方向性③街路樹による「杜の都」ブランド強化 街路樹の多機能性の発揮や空間活用により、都市ににぎわいを創出するとともに、街路樹の魅力を外内に発信することで、「杜の都」の都市ブランドを強化する。</p>	<p>方向性③街路樹管理体制等の充実 管理業務の仕組みの見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させる。</p>

内容の加除修正

10

2 前回（第82回審議会）の振り返りと修正内容

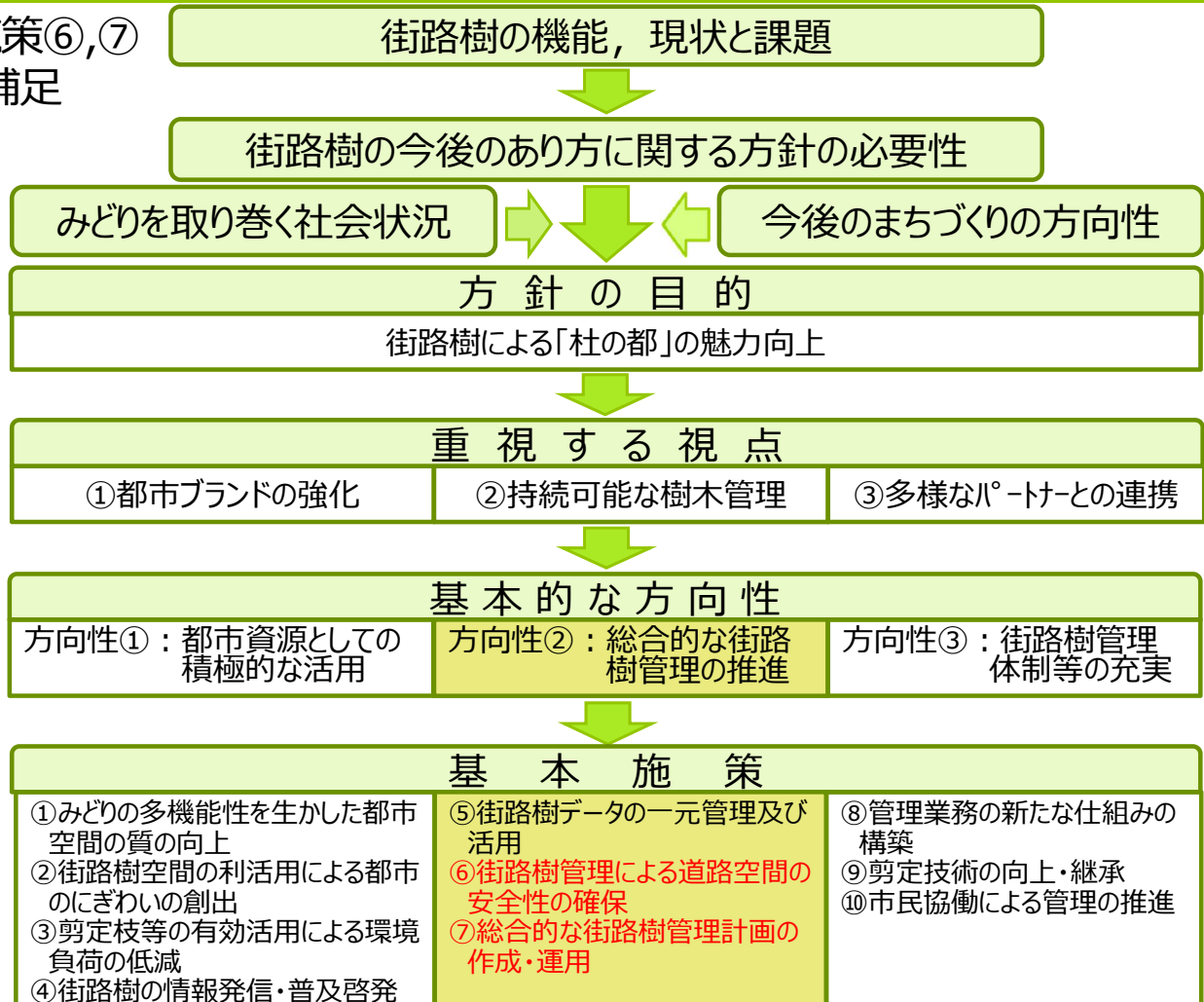
◆構成



11

3 基本的な方向性②に係る基本施策の補足

◆施策⑥,⑦の補足



12

3 基本的な方向性②に係る基本施策の補足

◆(施策⑥)街路樹管理による道路空間の安全性の確保

○更新対象路線とする評価の視点

- ① 樹木が肥大化している路線（根元が肥大しているが、歩道幅に柵を拡幅する余裕がない・建築限界を侵している・枝葉等の伸長スペースがないなど）
- ② 市民に過度の影響を与えている路線（民地への多量の落葉など）
- ③ 著しい根上がりが発生している路線
- ④ 地域から強い植替え要望が出されている路線

○撤去対象路線や樹木とする評価の視点

- ① 歩道幅員が狭く基準となる有効幅員を確保できていない路線
【基準】基本的に有効幅員2.0m以上を確保（仙台市歩道等設計基準）
- ② 交差点，横断歩道，自転車横断帯などの付近で見通しを妨げている樹木（仙台市歩道等設計基準）
- ③ 植栽間隔が基準よりも狭い場合，間伐しても問題のない樹木
【基準】歩道等の幅員に応じて8.0～20.0mとする（仙台市街路樹マニュアル）
- ④ 信号，街路灯，電柱，道路標識に近接しすぎている樹木

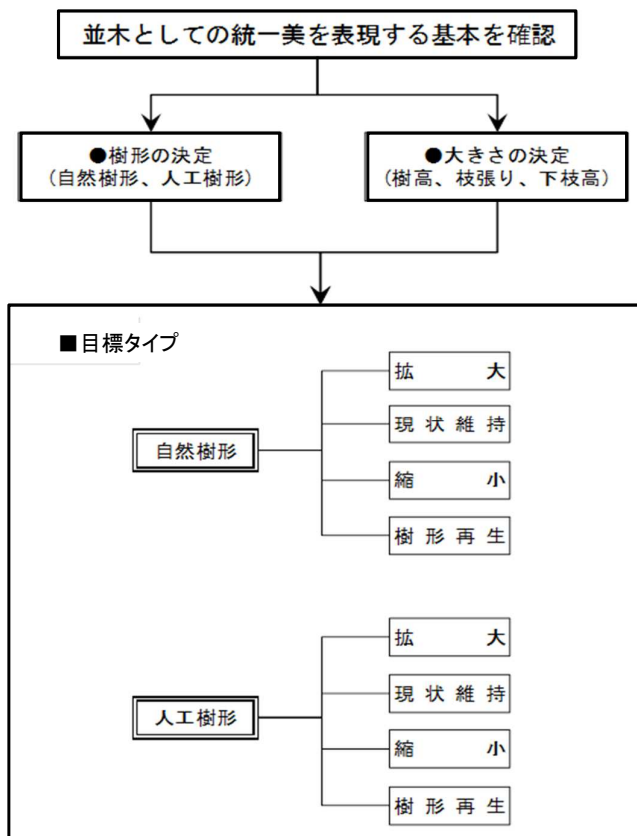
※実施にあたっては，沿道住民や企業等と協議・連携しながら進めることとする。

上記視点に基づき，路線ごとに現状評価することで，更新・撤去を行う対象路線と事業化を行う優先順位を決定。

3 基本的な方向性②に係る基本施策の補足

◆(施策⑦)総合的な街路樹管理計画の作成・運用

○路線ごとの管理目標の考え方～目標像の設定～



＜樹形＞

自然樹形の例



仙台駅前のケヤキ（扇形）

人工樹形の例



晩翠通のイチョウ（円錐型）
※成長したイチョウは円柱形

＜考え方＞

- ①：並木としての統一美を基本とする。
- ②：路線ごとに以下の点を考慮する。
 - ・樹種（成長の早さ等）
 - ・道路空間（歩道幅員や架空線等）
 - ・地域特性（土地利用，地域要望，沿道の緑地等）
- ③：①，②に基づき，「樹形」と「大きさ」等の管理の目標タイプを設定する。
※路線内の樹木の規格には，個体差があるため，“目標”として定めた大きさに個々照らし合わせて，個体ごとに「拡大」、「現状維持」、「縮小」、「樹形再生」の目標タイプを設定する。